

## 1 当金庫の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### [主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### [金融経済環境]

平成 26 年度のわが国経済をみますと、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動減により内需中心に停滞感が広がりましたが、年度後半には、原油価格低下の恩恵や雇用環境の改善を受けて、緩やかに回復しました。

個人消費は、年度前半は、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動減や物価上昇による実質所得の減少により落ち込みました。年度後半には、消費税率再引上げの延期決定等の押上げ要因もありましたが、消費持ち直しには停滞感がみられました。公共投資では、政府の経済対策の一環として前年度の補正予算が執行され景気を下支えしました。輸出は、米国を中心とした堅調な海外経済により増加しました。設備投資は、企業収益の改善や輸出拡大に伴う生産活動の活発化により増加が期待されましたが、企業マインドの改善の遅れから大きな増加には至りませんでした。雇用情勢は、失業率が低下したほか、賞与の増加やベースアップ等により賃金の上昇が定着し改善傾向が続く一方で、人手不足による労働需給の逼迫が懸念されました。また、消費者物価は、円安による仕入価格の上昇や消費税率引上げを受けて上昇傾向が続きましたが、年度後半には、国際的な原油価格の変動に伴うエネルギー価格の下落を中心に上昇基調に落ち着きがみられました。

中小企業についてみますと、当金庫の「中小企業月次景況観測」において、年度前半は、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動減により景況感は悪化しましたが、次第に持ち直しの兆しがみられました。ただし、円安による仕入価格の上昇や労働需給の逼迫による人件費負担の増加等の懸念材料も現われました。

金融面につきましては、長期金利の緩やかな低下が続く中、平成 26 年 10 月に日本銀行の追加の金融緩和による国債買入額の増加が発表され長期金利の低下傾向が強まりました。

円の対ドル相場は、年度前半は横ばいで推移しましたが、日本銀行の追加の金融緩和が発表されると円安傾向が加速しました。日経平均株価は、輸出企業を中心に業績改善が広がったことに加えて、世界的な株価上昇により総じて堅調な展開となりました。

#### [事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、中小企業の皆さまにとって欠くことのできない存在感のある金融機関として更に成長していくため、当金庫は、「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、セーフティネット機能の発揮に万全を期す等、組織をあげて最大限の対応を図ってまいりました。

東日本大震災からの復旧・復興、原材料・エネルギーコスト高等による中小企業の業績や資金繰りへの影響を踏まえ、法定の指定金融機関として危機対応業務を中心にその機能発揮に全力をあげて取り組みました。東日本大震災復興特別貸付の実績は、3 万 8 千件、2 兆 1 千億円、原材料・エネルギーコスト高対策にかかる貸付の実績は、7 千件、3 千億円を超え、

危機対応業務全体の累計実績は制度開始以降、18万6千件、10兆8千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に大きく貢献できるように取り組みました。

また、平成26年4月に「地域連携室」を設置し、地方公共団体や地域金融機関等、地域の各機関との連携を一層強化しながら、当金庫の特色であるネットワーク機能や総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、お取引先の成長支援や再生支援等に全力で取り組み、これらを地域の面的な取り組みへと繋げる等、地域経済活性化への取り組みを強化しました。

成長支援については、国や中小企業団体中央会等と連携し、設備投資促進のための施策であるものづくり補助金等の情報を提供しつつ、集約化や生産性向上等の設備資金ニーズに対し迅速かつ的確に成長マネーを供給する等、お取引先の持続的成長を支援しました。平成22年7月に制度を開始した「成長・創業支援プログラム」の貸出件数は2万件、金額では1兆2千億円を超える実績となりました。

再生支援については、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関との連携を更に強化し、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに組み込み、業況が改善しているお取引先に対しては、新たな成長に向けた金融取引の正常化の支援に組み込みました。

加えて、「経営者保証に関するガイドライン」に適切に対応するとともに、停止条件付連帯保証制度の対象拡充や地域金融機関へのノウハウ提供も行いました。

なお、平成25年3月末で「中小企業者に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）が終了しましたが、終了後も返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ懇切・丁寧に対応しており、平成21年12月以降、条件変更に応じた件数は16万4千件、金額では6兆4千億円を超える実績となりました。

「資金調達基盤の拡充」については、新型定期預金「マイハーベスト」やインターネットバンキングサービスの推進等により、預金の受入れ強化を行いました。また、お取引先の利便性やセキュリティ向上に向けたインフラ整備等を行い、リテール調達基盤の一層の強化に努めました。

「健全な経営基盤の構築」については、事務の集中化やシステム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

「内部態勢整備」については、お取引先の満足度を高めるとともに、社会やお取引先の信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に組み込みました。また、IR活動や対外広報を積極的に行うほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、コミュニケーションの一層の向上に努めました。加えて、平成26年5月に箕面船場支店、平成26年7月に沼津支店を移転する等、お客さまの一層の利便性向上に向けた営業拠点の整備に組み込みました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

#### （預金）

預金は、定期預金等が増加した結果、期末残高は前期末比1,617億円増加し、5兆191億円となりました。

#### （債券）

債券は、募集債が増加した結果、期末残高は前期末比83億円増加し、4兆8,335億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 147 億円増加し、9 兆 5,031 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 12 億円減少し、234 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 9 億円減少し、142 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 397 億円減少し、1 兆 9,314 億円となりました。

(総資産)

総資産は、期末残高は前期末比 1,058 億円増加し、12 兆 5,655 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 7,381 億円増加し、24 兆 720 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、為替取引等が減少したことから、前期比 3 億 85 百万ドル減少し、72 億 66 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から前期比 84 億円減少し、1,807 億円となりました。経常費用は、資金調達費用が減少したことや一般貸倒引当金の戻入等から前期比 177 億円減少し、1,446 億円となりました。

以上により、経常利益は、前期比 92 億円増加し、360 億円となり、当期純利益は 156 億円となりました。

**[対処すべき課題]**

景気は緩やかに回復しているものの、円安による原材料価格上昇の影響等により、中小企業の業績や資金繰りは依然として厳しい状況にあります。

10 年後の将来を見据えると、人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、変化に対応するための中小企業の経営ニーズは高度化していくことが考えられます。そうした中小企業の経営ニーズに対し、当金庫のセーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであり、国や中小企業の皆さまから強い期待が寄せられていると考えております。

また、第 189 回通常国会において、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しました。同法では、当金庫の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は当分の間必要な株式を保有することとしています。加えて、当金庫には、危機対応業務の実施が責務として規定されるとともに、他の事業者との間の適正な競争関係の確保が求められることとなります。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度からの 3 年間を対象とした第三次中期経営計画を策

定し、中小企業や地域の皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上に向けた取組みを強化するとともに、その取組みを通じた地域活性化への貢献に取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業に対しては、危機対応業務の迅速かつ円滑な実施を図り、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、成長支援については、戦略的な海外展開を行う中小企業や地域経済への波及力の高い地域中核企業への支援等、地域金融機関等と協調しながら、リスクマネーを供給してまいります。地方公共団体や地域金融機関等、各機関との連携を一層強化し、地域活性化に取り組んでまいります。幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

このような中小企業のニーズに応えていくため、債券（募集債）による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
預 金	金	38,307	43,147	48,574	50,191
	定期性預金	22,807	25,123	29,938	31,405
	その他	15,500	18,024	18,635	18,785
債 券		53,442	50,191	48,252	48,335
貸 出 金	金	96,269	95,490	94,884	95,031
	融資対象団体等向け	94,366	93,474	92,760	92,869
	融資対象団体等向け以外	1,902	2,016	2,123	2,162
特定取引資産 (トレーディング資産)		292	257	246	234
特定取引負債 (トレーディング負債)		225	169	151	142
有 価 証 券		23,035	21,597	19,711	19,314
	国 債	17,901	17,346	16,128	15,525
	その他	5,133	4,251	3,582	3,788

総 資 産	122,728	123,580	124,596	125,655
内 国 為 替 取 扱 高	217,370	219,599	233,339	240,720
外 国 為 替 取 扱 高	8,083 百万ドル	8,086 百万ドル	7,651 百万ドル	7,266 百万ドル
経 常 利 益	25,661 百万円	26,659 百万円	26,777 百万円	36,037 百万円
当 期 純 利 益	9,575 百万円	13,835 百万円	12,519 百万円	15,600 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4 円 39 銭	6 円 35 銭	5 円 75 銭	7 円 16 銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成24年度の経常利益は、第84期事業報告においては26,695百万円と記載されておりましたが、正しくは上記の通り26,659百万円です。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連 結 経 常 収 益	2,311	2,277	2,196	2,129
連 結 経 常 利 益	276	286	274	381
連 結 当 期 純 利 益	106	150	128	168
連 結 純 資 産 額	8,697	8,850	8,845	9,022
連 結 総 資 産	123,235	124,144	125,241	126,338

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,975 人	3,973 人
平 均 年 齢	40 年 5 月	40 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 9 月	18 年 0 月
平 均 給 与 月 額	469 千円	476 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	32 ( 3 )	32 ( 3 )
東 海 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
北 陸 地 区	4 ( — )	4 ( — )
近 畿 地 区	14 ( — )	14 ( — )
中 国 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( — )	4 ( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 ( 1 )	12 ( 1 )
国 内 計	100 ( 8 )	100 ( 8 )
海 外 計	1 ( — )	1 ( — )
合 計	101 ( 8 )	101 ( 8 )

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

該当ございません

ハ 代理組合等の一覧（当年度末）

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目11番5号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合

11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町 11 番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町 4 番 5 号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町 1 番 8 号	信用協同組合
14	山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目 3 番 3 号	信用協同組合
15	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島 687 番地	信用協同組合
16	福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町 7 番 7 号	信用協同組合
17	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町 2 番地の 5	信用協同組合
18	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町 69 番地	信用協同組合
19	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目 1 番 30 号	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目 3 番 12 号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目 13 番地 1	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町 6 番 9 号	信用協同組合
23	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目 17 番 3 号	信用協同組合
24	群馬県信用組合	群馬県安中市原市 668 番地 6	信用協同組合
25	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町 125 番地	信用協同組合
26	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目 57 番地	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉 44 番地 16	信用協同組合
28	房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目 10 番地 5	信用協同組合
29	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町 1 番地の 15	信用協同組合
30	君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目 3 番地	信用協同組合
31	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目 6 番地の 1	信用協同組合
32	東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目 10 番 2 号	信用協同組合
33	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目 101 番地	信用協同組合
34	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目 2 番 18 号	信用協同組合
35	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目 5 番 3 号	信用協同組合
36	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目 6 番 8 号	信用協同組合
37	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目 12 番 2 号	信用協同組合
38	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目 5 番 4 号	信用協同組合
39	共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目 7 番 2 号	信用協同組合
40	七島信用組合	東京都大島町元町四丁目 1 番 3 号	信用協同組合
41	大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目 6 番 10 号	信用協同組合
42	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目 13 番地	信用協同組合
43	北部信用組合	東京都台東区雷門二丁目 2 番 10 号	信用協同組合
44	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区花咲町二丁目 69 番地ノ 4	信用協同組合
45	横浜中央信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目 3 番地	信用協同組合

46	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
47	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177番地	信用協同組合
48	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
49	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
50	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
51	さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
52	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
53	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
54	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
55	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
56	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
57	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
58	富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
59	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
60	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
61	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
62	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
63	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
64	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
65	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
66	飛騨信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
67	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
68	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
69	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
70	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
71	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
72	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
73	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
74	島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
75	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
76	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
77	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
78	富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
79	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
80	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫



81	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合
82	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
83	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
84	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町12番20号	信用協同組合
85	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
86	京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
87	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
88	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
89	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
90	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
91	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
92	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
93	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
94	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
95	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
96	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
97	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
98	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
99	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
100	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
101	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
102	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目7番9号	信用協同組合
103	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
104	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
105	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
106	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
107	両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
108	備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
109	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
110	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
111	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
112	香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
113	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
114	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫267番地6	信用協同組合
115	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部31番地の3	信用協同組合

116	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
117	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目10番8号	信用協同組合
118	九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目2番12号	信用協同組合
119	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町2番15号	信用協同組合
120	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
121	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
122	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
123	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
124	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町9番12号	信用協同組合
125	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町3番18号	信用協同組合
126	福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
127	熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
128	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
129	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
130	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
131	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
132	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市松山二丁目2番12号	普通銀行
133	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
134	株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
135	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

#### (5) 設備投資の状況

##### イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	3,040
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

##### ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
営業店端末機器の更新	572
A T M機器の更新	313

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1号	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を緊密に行うため、平成 27 年 3 月 31 日現在、402 の地域金融機関（地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、香港上海銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、同行の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉山 秀二	取締役社長（代表取締役）	—	—
木村 幸俊	取締役副社長（代表取締役）	—	—
森 英雄	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
菊地 慶幸	取締役常務執行役員 総務部、資産サポート部	—	—
辛島 哲郎	取締役常務執行役員 審査本部	—	—
門田 光司	取締役常務執行役員 システム部、事務総合部、 市場業務室	—	—
藤田 巳幸	取締役常務執行役員 資金証券部、組織金融部	—	—
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、与信統括部	—	—
岡村 正	取締役（社外取締役）	日本商工会議所名誉会頭 東京商工会議所名誉会頭 株式会社 I H I 社外取締役	—
小島 順彦	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社取締役会長 三菱重工業株式会社社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役 ソニー株式会社社外取締役 (平成 26 年 6 月 19 日退任)	—
加藤 隆一	常勤監査役	—	—
大森 通伸	常勤監査役（社外監査役）	—	—
利重 徹	監査役	—	—
多比羅 誠	監査役（社外監査役）	ひいらぎ総合法律事務所弁護士	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—

注 1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を 1 名選任しております。

補欠監査役 末 吉 互

## (2) 会社役員に対する報酬等

### i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	195 (うち報酬以外の金額 21)
監査役	5人	50 (うち報酬以外の金額 2)
計	17人	246 (うち報酬以外の金額 23)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額 20 百万円以内、監査役については月額 5 百万円以内です。
- 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 20 百万円及び役員退職慰労金 0 百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 2 百万円を含めております。
- 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成 26 年 6 月 20 日開催の第 6 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 2 名が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

### ① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,959,872 円	(1,211,000 円)
取締役副社長	1,785,086 円	(1,103,000 円)
専務取締役	1,644,285 円	(1,016,000 円)
取締役常務執行役員	1,503,485 円	( 929,000 円)
常勤監査役	1,428,311 円	( 882,550 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

- ( ) 内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

### ② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)  
×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0 の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成 26 年 6 月 20 日開催の第 6 回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役 2 名に対し計 18 百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額 17 百万円が含まれております。)

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
岡村 正	日本商工会議所 東京商工会議所 株式会社 I H I	名誉会頭 名誉会頭 社外取締役
小島 順彦	三菱商事株式会社 三菱重工業株式会社 武田薬品工業株式会社 ソニー株式会社	取締役会長 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (平成 26 年 6 月 19 日退任)
大森 通伸	該当ございません。	
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所	弁護士
本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士

注 1. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。

2. 当金庫と株式会社 I H I との間には特別な関係はありません。

3. 当金庫と三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社、武田薬品工業株式会社及びソニー株式会社との間には特別な関係はありません。

4. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

5. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
岡村 正	12 ヶ月 (通算 3 年 9 ヶ月)	当期開催の取締役会 14 回のうち 12 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	12 ヶ月 (通算 1 年 9 ヶ月)	当期開催の取締役会 14 回のうち 8 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
大森 通伸	12 ヶ月 (通算 2 年 9 ヶ月)	当期開催の取締役会 14 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 15 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

多比羅 誠	12ヵ月 (通算6年6ヵ月)	当期開催の取締役会 14 回のうち 13 回に出席しております。 当期開催の監査役会 15 回のうち 14 回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
本橋 美智子	9ヵ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された当期の取締役会 10 回すべてに出席しております。 監査役就任後に開催された当期の監査役会 10 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

- 注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。
2. 監査役本橋美智子氏の「在任期間」、「取締役会への出席状況」及び「取締役会における発言その他の活動状況」欄の記載は、同氏が平成26年6月20日に就任した時点以降の状況を記載しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡村 正	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
小島 順彦	
多比羅 誠	
本橋 美智子	

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	33 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円を含めております。

### (5) 社外役員の意見

該当ございません。



#### 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000 株
		危機対応準備金株式	10 株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448 株

(2) 当年度末株主数 26,112 名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000 千株	46.67%
株式会社珈栄舎	5,763	0.26
関東交通共済協同組合	5,303	0.24
東銀リース株式会社	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22
東京木材問屋協同組合	4,626	0.21
北央信用組合	4,362	0.20
東京カメラ流通協同組合	3,633	0.16
富士市浮島工業団地協同組合	3,300	0.15
協同組合広島総合卸センター	3,150	0.14

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(9,937千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000 千株	46.67%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	701,021	32.20
事業協同組合・同連合会	636,590	29.24
事業協同小組合	0	0.00
火災共済協同組合・同連合会	—	—
信用協同組合・同連合会	61,726	2.83
企 業 組 合	2,703	0.12
協 業 組 合	7,799	0.35
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	25,321	1.16
商店街振興組合・同連合会	1,853	0.08
生活衛生同業組合・同連合会	3,884	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	605	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368	0.15

輸出組合・輸入組合	4	0.00
市街地再開発組合	1	0.00
中小企業団体の構成員	415,202	19.07
その他の	1,530	0.07

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式9,937千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 啓一 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定社員 業務執行社員 公認会計士 男澤 顕	94	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・流動性カバレッジ比率算出に関するアドバイザー・サービス業務 ・クロスボーダーローン関連の現地規制等に関する概要調査 ・外国口座税務コンプライアンス法に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は101百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

#### ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

#### ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士

を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実  
該当ございません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
- ロ コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
- ハ 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施等コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
- ニ コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為等コンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ホ 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- ヘ 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び内部規定に基づき保存・管理を行う。
- ロ 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定める等、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
- ロ 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ハ 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
  - ロ 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
  - ハ 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
  - ニ 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規定を制定・周知する。
  - ロ 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等毎に担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。
  - ハ 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役員及び経営会議に報告する。
  - ニ 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
  - ホ 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- (6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査等、適切な内部統制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
  - ロ 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
  - ロ 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。

- ロ 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
- ハ 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規程に基づき監査を実施する。
- ニ 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

## 8 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

## 9 その他

該当ございません。